

平成 25 年度末に中期目標期間が終了する 14 法人の概要及び主な議論

資料 1－2

(第1WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
文部科学省	海洋研究開発機構	・海洋に関する基盤的研究開発及び学術研究に関する協力等	1,050	402	363	研究所等 (4) 支所 (1)	<p>1) 海洋基本計画等の政府レベルの計画、文部科学省の政策・施策、国際的な取り決め等、及び、他の研究機関等との関係を踏まえ、海洋研究開発機構が担うべき独自の役割を明確にし、研究開発等の内容の見直しや重点化を行うべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使命の明確化を図り、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化するよう指摘。 ・他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図るよう指摘。 <p>2) 現中期目標においては、研究を実施することや国際計画に貢献すること自体が目標とされている等、評価の際に進捗状況等の検証が困難であることから、次期中期目標においては、客観的かつ評価の際に検証可能な目標とすべきではないか。</p> <p>3) 研究施設について、海洋研究開発機構の担うべき役割をより効果的・効率的に実施するため、複数施設で行われている研究を集約化し、施設のあり方の見</p>	

主務 府 省	法人名 ※は特 定独法	主な業務	常勤 職員 数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支 出 (億 円) (注 3)	支所等	WG における主な議論	備考
							<p>直しを行うべきではないか。また、契約について、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を図るべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究拠点等については、業務・システムの集約化・合理化等の進展に応じ、整理・統合するよう指摘。 ・特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性を十分に確保するよう指摘。 	

(第2WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
法務省	日本司法支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・資力が乏しい者を対象にした無料法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行う民事法律扶助業務 ・法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために、地域事務所の設置等を行う司法過疎対策業務 ・国選弁護人候補等の指名及び裁判所への通知等を行う国選弁護等関連業務 	947 (うち常勤弁護士 247)	453	310	地方事務所 (50) 支部(11) 出張所 (12) 地域事務所 (36)	<p>1) 本法人の業務のうち、運営費交付金で実施する業務については、独立行政法人の枠組みを準用している以上、可能な限り定量的に目標設定を行い、経営方針を明確にした上で業務を実施すべきではないか。</p> <p>2) 民事法律扶助業務の立替金の管理・回収の状況については、発生年度ごとの回収状況やこれまでどれだけ立替えを行い、回収したのかというストック情報を明らかにし、立替金の回収については、回収見込みのある債権について集中的に行うべきではないか。</p> <p><平成 21 年度勧告の方向性></p> <p style="color: #0070C0;">債還見込みのない債権の適切な処理、初期滞納者に対する督促の強化等について指摘。</p> <p>3) 司法過疎地域事務所の設置にあたっては、具体的な検討体制や検討プロセスを明らかにした上で設置すべきではないか。また、地域事務所の常勤弁護士の配置状況は地域のニーズや業務量に見合ったものとなっていないのではないか。</p> <p><平成 21 年度勧告の方向性></p> <p style="color: #0070C0;">司法過疎地域事務所の設置基準の明確化等について指摘。</p>	

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
経済産業省	中小企業基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチング、ファンド組成、インキュベーションによる事業化支援。 ・支援機関の支援機能の向上や支援機関職員等に関する研修の実施。 ・経営力強化等に役立つノウハウ等の情報提供。 ・再生協議会支援、再生ファンド、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、震災復興支援 等 	791	14,442	233	地域 本部等 (10) 中小企 業大学 校(9)	<p>1) これまでの支援ノウハウを分類・整理し、課題に対する支援メニューの組み合わせを容易に検索できるために、例えば業務システムを構築し課題発見・解決型の業務方法を開発するとともに、外部に公開することにより中小企業者が容易に支援メニューを選択・活用できるようにすべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>相談・助言等事業について地域支援機関等ができない全国レベルの事業に特化について指摘。</p> <p>2) 政策的要請の高い海外展開支援については、政策実現に向けた成果目標を設定し実施することが必要ではないか。また、海外展開の事例に即した支援ノウハウの蓄積、海外展開に付随するリスクや問題点の分析を十分行い、ジェトロ等の関係機関との連携も進めるべきではないか。</p> <p>3) インキュベーション施設(32箇所)の成果指標として「事業化率」のみでは不十分ではないか。事業化後の従業員の採用数や、リーディングカンパニーの輩出数など事業化後の社会への貢献に関する指標を設定し、フォローアップすべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援機関等による整備が困難な施設に限り整備することについて指摘。 ・社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討することを指摘。 	

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
環境省	環境再生保全機構	<ul style="list-style-type: none"> ・公害に係る健康被害の補償及び予防 ・民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ・アスベスト(石綿)による健康被害の救済 	142	773	212	大阪支部 (H25年6月廃止)	<p>1) 基金の管理業務や公害と石綿の健康被害に関する業務は、業務の類似性が認められる部分がある。また、2つの法人が統合して10年が経過するが、間接部門を含め、管理職数が適切か検証するべきではないか。</p> <p>2) 複数の業務の基金を管理しているが、基金ごとの運用利率の差が大きくなっている。事業の特徴から一律に比較はできないが、基金管理が適切に行われているか検証する必要があるのではないか。</p> <p><平成19年度勧告の方向性> 積極的に募金獲得活動等を行うことによる自己収入の増大（地球環境基金）、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用（最終処分場維持管理積立金）について指摘。</p> <p>3) 平成23年度のラスパイレス指数は108.5となっており、このような水準である必要性を国民へわかりやすく説明する必要があるのではないか。</p> <p><平成19年度勧告の方向性> 給与水準について検証を行い、必要な対策を行うよう指摘。</p>	

(第3WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
文部科学省	日本学生支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ・留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舎の支援等 ・学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等 	480	24,653	1,331	<p>市谷事務所 駒場事務所 青海事務所 全国支部(7) 海外事務所(4)</p>	<p>奨学金貸与事業については、</p> <p>1) 真に経済的な理由により貸付が行われるよう、家計基準の見直し等を行うことにより、貸与額の増加の抑制を図るべきではないか。</p> <p>2) 意欲と能力のある学生に対して貸付が行われるよう、適格認定審査の適切でない大学に対する指導の強化を図るなどの認定審査の適正化を図るとともに、適格認定に係る学校の取組の好事例を各大学等に情報提供をするなど連携の強化を図るべきではないか。</p> <p><平成 18 年度勧告の方向性></p> <p>真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることについて指摘。</p> <p>学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うことについて指摘。</p> <p>3) 機関保証業務については、財団法人日本国際教育支援協会が実施している債務保証の収支、代位弁済・回収状況の妥当性に留まらず、今後の事業計画を明らかにさせた上で、計画の妥当性を含め検証を実施するべきではないか。さらに、中長期的な視点から機関保証業務の在り方について見直しを行るべきではないか。</p> <p><平成 18 年度勧告の方向性></p> <p>保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況</p>	

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
							等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証することについて指摘。	
文部科学省	国立高等専門学校機構	・国立高等専門学校の設置・運営	6,279	1,105	589	竹橋オフィス 全国 51 校	<p>産業構造の変化、技術の高度化、少子化の影響、社会ニーズ、産業ニーズ、地域ニーズを踏まえ、国立高等専門学校機構本部がイニシアティブをとって、</p> <p>1) 国立高等専門学校の社会的なミッションを明確にするべきではないか。また、その際には、高等専門学校卒業生を受け入れるための大学として設立された技術科学大学の在り方についても併せて検討を行うべきではないか。</p> <p>2) 51 校国立高等専門学校の配置の在り方や学科の再編を含めた見直しを行うべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>全国に 55 校設置されている国立高等専門学校については、入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討することについて指摘。</p> <p>3) 専攻科の授業料が他大学(国立)の授業料と比較して低く設定されており、本科と専攻科の授業料が同額となっていることから、教育サービスの違いを考慮し、専攻科に係る授業料水準の適正性の検討を行うべきではないか。</p>	
文部科学省	大学評価・学位授与機構	・大学等の教育研究活動等の評価及び結果の公表 ・学位の授与	126	16	12	竹橋オフィス	<p>1) 認証評価事業について、機構が実施する認証評価は民間が認証評価を実施するための先導的役割に特化するべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>認証評価業務については、民間の認証評価機関が既に存在している一方、現状では対象校数の多さ等から民間の認証評価機関のみでは対応できないという状況にかんがみ、今後、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止していくことについて指摘。</p>	

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
							<p>2) 学位授与事業について、単位積み上げ型は国費の負担割合が約7割にも上り手数料収入で当該経費を賄うことができていないことから、手数料収入の引き上げやコスト縮減により国費の負担割合を下げるべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>学位授与業務については、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することを指摘。</p> <p>また、手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して学位授与基準の検討等の周辺業務を実施している状況であることから、当該周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進めることについて指摘。</p> <p>3) 学位授与事業について、課程認定・専攻科認定が実施されている中で更に個別申請者に対する審査が行われ、二重の審査業務が発生していることから、申請者への負担軽減や審査業務の効率化を図るべきではないか。</p>	

主務府省	法人名 ※は特定独立法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
文部科学省	国立大学財務・経営センター	・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等	16	1,588	3	東京連絡所	<p>1) 現在、センターは、施設費貸付及び交付事業並びに承継債務の償還のみを実施しているが、常勤職員数が少なく、管理部門の比重が相対的に大きくなっていることなどから、独立した法人としてではなく、他の法人と一緒に業務を行うべきではないか。</p> <p>その際、センターが現在実施している業務については今後の継続の要否を検討することとし、中でも、施設費交付事業については、最低の事業費で見積もっても平成31年度に財源が尽きると見込まれることもあり、廃止を含めた事業の在り方について検討すべきではないか。</p> <p><平成18年度勧告の方向性></p> <p>機能の明確化等の観点から、国立大学法人等を対象とする融資等業務に特化し、これ以外の業務を国立大学財務・経営センターの業務としては廃止。その上で、特化した業務の実施主体の在り方については、他の法人の業務との一体的実施等の視点を含め更に検討することについて指摘。</p>	

(第4WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
国土交通省	都市再生機構	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ・ニュータウン整備事業等の実施(経過業務) 	3,381	21,261	388	本 部 (3) 支 社 (6) 技 術 研 究 所(1) 事 業 本 部 (3) 都 市 開 発 事 務 所(4) 営 業 所(3)	<p>1) 賃貸住宅業務について、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」(平成 19 年 12 月 26 日、更新平成 20 年 2 月 29 日独立行政法人都市再生機構)については、その後の社会情勢等の変化等を踏まえ、基本的類型の設定の考え方を明確化するなど、内容を見直す必要があるのではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小等の方向性を明確にした再編計画を平成 19 年内に策定することについて指摘。</p> <p>2) ニュータウン整備事業について、経過措置終了期限(平成 30 年度)までの土地の供給・処分完了に向けた取組は十分か。また、期限終了後の賃貸用地(企業向け施設用地等)の管理方策について検討すべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>ニュータウン事業について、これまでの計画を前倒しして供給・処分を完了するよう努めることについて指摘。</p> <p>3) 技術研究所について、国土交通省所管の独立行政法人に類似の機能を有すると思われる建築研究所等がある状況で、機構として独自に研究所を持つ必要性があるのか。</p>	

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数(人) (注1)	H25 予算(億円) (注2)	国の財政支出(億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
						震 災 復 興 支 援 局(2)		
国土交通省	奄美群島振興開発基金	・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け	18	29	2	徳之島事務所 沖永良部事務所	<p>1) 今後の基金の在り方について、奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることを踏まえ、平成 26 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うべきではないか。</p> <p><平成 18 年度勧告の方向性></p> <p style="color: #8080ff;">基金の業務内容について、奄美群島振興開発特別措置法が平成 20 年度末に期限切れになることを踏まえ、平成 21 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討することを指摘。</p> <p>2) 融資・保証業務について、奄美群島内の経済情勢の実情を踏まえ、貸付限度額、期間、金利等の条件設定を見直すことはできないか。</p> <p><平成 18 年度勧告の方向性></p> <p style="color: #8080ff;">融資・保証業務について、他の金融機関等で対応できない、あるいは基金が行う方が効果的・効率的なメニュー等に特化し、それ以外については廃止することについて指摘。</p> <p>3) 繰越欠損金の解消に向けて、具体的な繰越欠損金の削減計画を策定した上で、次期中期目標に削減目標値を明記すべきではないか。</p>	※奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき設立されており、同法の期限は平成 25 年度末とされている。

(第5WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WGにおける主な議論	備考
厚生労働省	労働者健康福祉機構	・労災病院等の設置・運営 ・産業保健推進センター事業 ・未払賃金の立替払事業	15,609	3,297	286	労災病院 (32) 等	<p>1) 労災病院事業については、労災医療と比べて地域医療の比重が高まっている状況を踏まえ、都道府県等が進める地域医療への貢献を積極的に果たすため、保有するデータベースを活用するなどして地域における役割や機能を分析・検証し、地域から必要とされる医療を的確に提供するとともに、地域医療への貢献を機構が果たすべきミッションの一つとして位置付けるべきではないか。</p> <p>2) 労災病院事業の繰越欠損金(平成24年度末380億円)については、経営改善を達成した国立病院機構における取組を参考とするなどして業務運営上の問題点を把握・分析し、本部主導の経営改善を進め、計画的に解消すべきではないか。</p> <p><平成19年度勧告の方向性> 平成28年度を目指しに繰越欠損金を解消するよう指摘。</p> <p>3) 産業保健推進センター事業については、地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業との一元化が検討されているところであるが、効率的な業務運営を図る観点から、これら3事業を一元化するに当たっては、現状におけるセンターの体制を維持したまま運営すべきではないか。</p> <p><平成19年度勧告の方向性> 次期中期目標期間において、産業保健推進センター事業の運営経費（平成18年度時点）のおおむね3割削減を図るよう指摘。</p>	左記4)の事項については、国立病院機構及び年金・健康保険福祉施設整理機構と共通である。

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
							4) 機構の管理業務については、職員数の規模(労福機構:約2万人)を踏まえ、そのスケールメリットを活かした効率的な運営を図る観点から、本部へ集約化することについて検討すべきではないか。(シェアードサービス導入の検討)	
厚生労働省	国立病院機構 ※	・医療の提供 ・医療に関する調査・研究 ・医療に関する技術者の研修	58,471	9,916	233	国立病院 (143) 等	<p>1) 病院事業については、これまで本部主導で実施してきた診療面や経営面の改善を図るための取組を引き続き強化するものとし、加えて、都道府県等が進める地域医療への貢献を積極的に果たす観点から、これらの取組を通じて蓄積してきたデータ分析等のノウハウを他の病院に対しても積極的に提供していくべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>政策医療の均てん化の観点から、診療情報データベースの民間を含めた利用促進を図るよう指摘。</p> <p>2) 赤字病院については、個別病院ごとの経営改善を引き続き進めることとし、とりわけ重症心身障害や筋ジストロフィーなど国として担うべき疾患の病床が少ない一般診療中心の赤字病院については、赤字原因及び果たすべき役割・機能を改めて分析・検証すべきではないか。</p> <p>3) 機構職員の身分については、非公務員化によって雇用形態や勤務態勢などの人事管理等がより柔軟化され、確実な医師等の確保など医療の質の向上につながるメリットが期待されることから、職員の非公務員化について再検討すべきではないか</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p>国立病院機構の業務については、非公務員が担うものとするよう指摘。</p>	左記のほか、労働者健康福祉機構の4)の事項を含む。

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
厚生労働省	医薬品医療機器総合機構	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済 ・薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供 	702	369	18	-	<p>1) 新医薬品及び新医療機器の審査業務については、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するため、両者の特性に応じた取組を行い一層の審査の迅速化を図るとともに、共通の課題である開発ラグの解消に向けて、治験の推進など厚生労働者や医療機関等との連携・協力を積極的に行うべきではないか。</p> <p>2) 新医薬品及び新医療機器よりも承認申請数の多い後発医療用医薬品、改良医療機器、後発医療機器等については、新たな数値目標を掲げ、一層の審査の迅速化を図るべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p style="color: blue;">ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するため、審査の迅速化や質の向上に係る目標の策定、進ちょく状況の管理、成果の検証等について指摘。</p> <p>3) 今後、機構の組織・体制を強化するに当たっては、効果的・効率的な業務運営を図る観点から、審査、安全対策及び救済の業務部門ごとに課題となっている業務プロセスや実施体制を分析・検証し、課題解消のために必要となる人員数、人材等を次期中期目標等において明確にした上で進めるべきではないか。</p> <p><平成 19 年度勧告の方向性></p> <p style="color: blue;">業務全般について効果的・効率的運営を徹底するよう指摘。</p> <p>4) 国民の認知度が低い医薬品副作用被害救済制度については、制度を有効に機能させる観点から、一層積極的・効果的に周知活動に取り組むべきではないか。</p>	

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (人) (注1)	H25 予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考
厚生労働省	年金・健康保険福祉施設整理機構	・年金福祉施設等の譲渡・廃止 ・(独)地域医療機能推進機構への改組準備	21	343	-	サテライトオフィス(1)	<p>1) 新法人が行う病院事業については、都道府県等が進める地域医療への貢献を積極的に果たすため、保有するデータベースを活用するなどして地域における役割や機能を分析・検証し、地域から必要とされる医療を的確に提供するとともに、各病院における医療提供体制がより効果的・効率的なものとなるよう本部主導で組織・体制を構築すべきではないか。</p> <p>また、次期中期目標等を策定するに当たっては、本部と各病院とが果たすべき役割をそれぞれ明確にし、地域医療への貢献度を評価できる具体的な指標を設定すべきではないか。</p> <p>2) 病院等を委託運営から直営へ移行し、これを主要なミッションとする機関の業務運営については、委託運営時代の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等が実施できる組織、体制となるよう次期中期目標等において具体的かつ明確な目標等を策定すべきではないか。</p>	左記のほか、労働者健康福祉機構の4)の事項を含む。

(注1) 常勤職員数（任期付きの常勤職員を含む。）は平成25年4月1日現在である（日本司法支援センターは平成25年1月1日）。

(注2) H25予算は、各法人の当初予算ベースの平成25年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等（他勘定への繰入れを含む）。

(注3) 国の財政支出は「平成25年度予算及び財政投融資計画の説明」（財務省主計局・理財局）による。（日本司法支援センターについては、平成25年度計画（平成25年度予算）の運営費交付金、受託収入、補助金等収入の合計額を記載している。）